

歴史に真摯に向き合う姿勢を育みたい

「戦争の怖さを知らない世代が改憲を語ることの怖さをどれだけの人が気付いているだろうか」「憲法は自分たちの手でつくるものだという主権者意識を持つべきだ」が、国のありようを大きく変える改憲論議はどこまで深まっているだろうか。「何よりその論議に二度と戦争をしないという魂が込められているだろうか」。「僕にとっては、祖父が口にできなかった『過去』（中国で人を撃った…引用者）がブレーキになる。」（神奈川新聞、2013.8.13）——31歳の自民党横浜市議の発言である。

安倍内閣が誕生し、この夏の参院選で自公が圧勝し、「改憲」が現実味を帯びてきている。

この間の政治家の発言で目立つのは先の第二次世界大戦、太平洋戦争、日中戦争における日本の犯した過ちに対して、それらを反省するのではなく、正当化するものである。さらに南京事件や慰安婦問題では、シロをクロと言いくるめるような発言も大手を振っている。橋下大阪市長の「慰安婦問題」に絡んでの「風俗活用」発言や、安倍首相の全国戦没者追悼式でのアジア諸国への加害の「反省」や「不戦の誓い」に触れない式辞など一連の行動は、これらを証明している。

と同時に忘れてならないのは、各地の教育委員会による国旗掲揚・国歌斉唱の強要と教科書選定への介入事例の頻発である。この動きは、2006年の教育基本法の全面改訂以後顕著になっている感じがする。教育への政治権力の介入強化と教育現場における極端にイデオロギッシュな動きの強化である。第一次安倍内閣と第二次安倍内閣の際だった特徴といえる。

これら一連の動きを一言で言えば、「歴史の偽造」と「国民主権の否定」といえよう。その先にあるのは「いつか来た道」である。歴史に真摯に向きあう姿勢を育むための活動を強めることが重要な時期を迎えているといえよう。

生協運動では「平和とよりよい生活のために」というスローガンがあり、平和を冒頭に配したことの意味がよく語られる。これは生協だけでなく、協同組合全体に共通したものだと思う。その意味で、今の世の中の流れに対して、協同組合として何ができるか、真価が問われる時ではないかと思う。

協同金融研究会事務局（元日本生協連） 笹野 武則

■本号の目次■

歴史に真摯に向き合う姿勢を育みたい（笹野武則）	1
◆時評◆イギリスの経験に学ぶ成長戦略の留意点（峯岸信哉）	2
◆第111回研究会報告◆「信用金庫破綻の教訓」（石川清英）	6
◆読者の声◆「協同金融機関の『対面営業』と将来」（中島孝治）	9
◆文献紹介「漁業と震災」「協同組合論」（10）◆第112回研究会のお知らせ（12）	

2013年8月発行【編集・発行者】協同金融研究会（事務局長・小島正之）

〒102-0083 千代田区麹町3-2-6 麹町本多ビル3B 日本福祉サービス評価機構気付
電話&Fax 03-3262-2260 / *FaceBook を開設しました

イギリスの経験に学ぶ成長戦略の留意点

成城大学経済研究所研究員 峯岸 信哉

2013年の成長戦略

今年の6月、三本の矢と表される安倍内閣の経済政策のうち、大胆な金融政策、機動的な財政政策に続く第3の矢として、民間投資を喚起するための成長戦略が示された。日本は少子高齢化やエネルギー問題など課題先進国であるといえるが、あえて攻めの経済政策を実行することで新陳代謝を促し、成長分野から投資の好循環を波及させていくという決意を示したものである。

すでに第1、第2の矢によって株価上昇などの成果をあげているアベノミクスが世の中に更なる活気を促そうとしていることは、言うまでもなく望ましい方向性である。これまでの20年間で何度も思い切った経済政策が実施されたにも関わらず目に見える景気回復がなかったのだから、ぜひこの勢いを持続・加速させていってほしいものである。

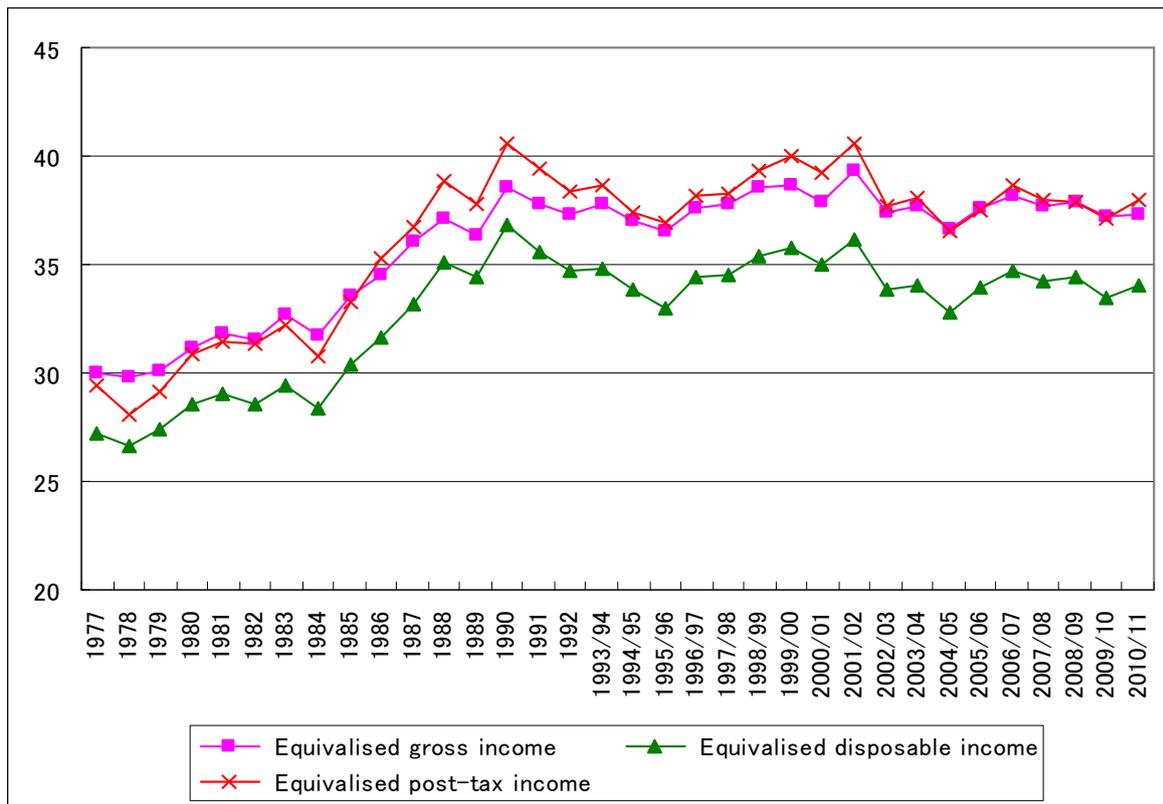
しかしながら一方で、先進的・革新的な部分に多くの人々の目が向かいすぎている現在の状況に、私は若干の不安を感じている。なぜなら、たとえ一部の職種の業績が改善したとしても、景気回復の効果をまったく受けられないか、効果を感じるまでに多くの時間を必要とする人々が、現実には数多く存在すると考えられるからである。景気回復の勢いに水をさすような内容を記載するのは適切ではないために成長戦略では意図的に触れられなかったのかもしれないが、私はむしろ積極的に制度を変えていこうとしている今だからこそ、不公平な立場に立たされた人々に対しても気を配る必要があるのではないかと考えている。

金融排除問題

先進的な取組みや成長分野の発展を優先するあまり、弱い立場の人々がいつそう不利な状況に追い込まれるという例は、歴史を振り返ってもしばしば見られたことである。例えば1980年代のイギリスで実施された規制緩和である。1980年当時のサッチャー政権の取組みについて、ここではその詳細は省略するが、大胆な規制緩和はそれまで福祉国家戦略の中で守られてきた労働者の多くを激しい競争の中に放り込むことになり、結果として大量の失業者を発生させることになった。これは現在、社会的弱者の増大という問題の一部として理解されているのであるが、実際にイギリスの労働者がどれほど厳しい状況に追い込まれたかについてデータにより確認してみよう。

図表1には、イギリス社会における所得格差の状況を表したジニ係数の推移が示されている。ジニ係数は数値が大きくなればなるほど所得格差が広がることを示しているが、規制緩和が実施された80年代のイギリスではこの数値が0.3から0.4にまで10%も上昇し、規制緩和政策が所得格差に大きく寄与したことが読み取れる。

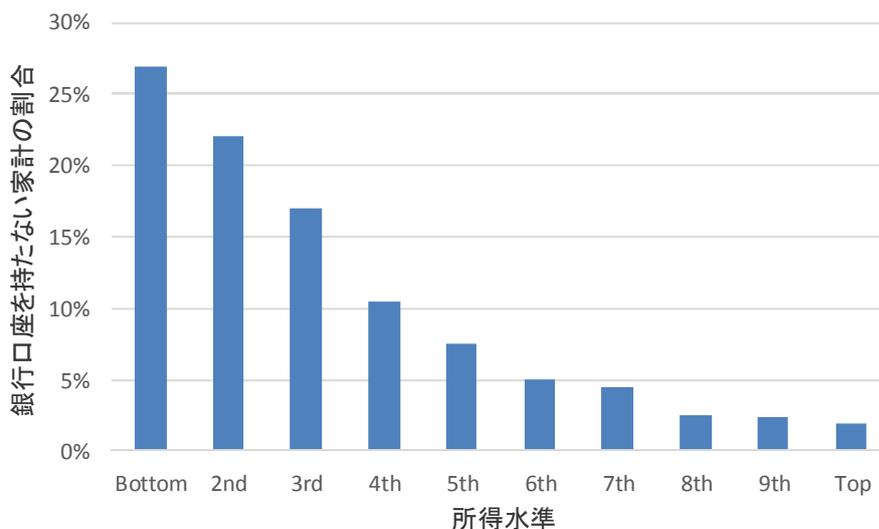
図表 1 英国におけるジニ係数の推移



(出所) イギリス Office for National Statistics 資料より

こうした労働者階級に対する変化は、副次的に1つの深刻な問題を顕在化させた。低所得で信用リスクが高いという理由から、失業者が商業銀行などの金融機関から取引を断られる事態が急増したのである(いわゆる金融排除問題)。(今より10年ほど前の資料であるが、)とりわけ下から20%の所得グループに属する家計に関しては、その1/5以上が銀行口座を

図表 2 所得水準ごとに見た銀行口座を持たない家計の割合



(出所) Family Resources Survey (FRS) 2002-2003 より

持てずにいたことから、こうした金融排除の問題が広範囲に及んでいたことが想像される（図表 2）。しかしながら、銀行と取引ができないことで本当に深刻な状況に追い込まれるのは、預金ではなく借入ができないことであった。低所得の個人が銀行からの借入を断られた場合、彼らは必然的に消費者金融に行かざるをえない。イギリスの消費者金融はひどい場合には、数百%もの金利がついてしまうこともあるため、金融排除者は多くの場合、負のスパイラルに陥ってしまい自立した生活ができなくなってしまう。

日本において銀行口座を持っていない（完全に取引を断られる）人の数がイギリスと同じように多いとは思えないが、口座を持っていても実質的に無貯蓄状態であるために銀行を利用しなくなり、金融サービスの提供を自ら放棄してしまうようなケースは、日本でも実は多くあるのではないかと考えられる。

イギリスでのクレジットユニオンの取組みと日本へのインプリケーション

所得が低いばかりに金融サービスの面で結果的に不利な状況に陥ってしまう人々に対して、関係機関はどのような対策をとれるだろうか。先に紹介したイギリスでは、政府がクレジットユニオンという組織に支援を行うことで金融排除の状態にある人々を間接的に減らす試みを行っている。

クレジットユニオンは組合員によって運営されている協同組織金融機関であり、日本語では「信用組合」と直訳されている。しかしながらその業務内容は色々な部分で日本とは異なっている。もっとも大きな違いは（企業向けではなく）個人向けの金融業に徹しているという部分であるが、筆者が金融排除者への対策として特に注目したのは彼らが「目的型貯蓄」と「金融教育」に力を入れている点であった。

図表 3 クレジットユニオンにおける預金商品の例

Christmas Savings Account	クリスマスのお費に備えての貯蓄に特化した預金。通常、11月までは金利も付与されず引き出すこともできない。
Holiday Savings	夏休みなど長期休暇のお費に備えての貯蓄に特化した預金。
Special Events Account	特定の目的の貯蓄のために設けられる口座。引き出し時期等について預金者本人が選択できる。
Young Saver Account	子供が誕生してから18歳になるまでの間、親権者が貯蓄することができる預金。
Junior Savings Account	16歳未満の預金者（本人）が開設することができる預金。親権者がクレジットユニオンの組合員であることが必要。
Child Trust Funds	2010年末日以前に出産した親権者に対し、政府から支払われる現金引換券のために特別に設けられた預金。年間1,200ポンドが18歳になるまで支払われる。
Community Account	企業などの団体がクレジットユニオンの企業組合員となるときに設けられる預金。
Individual Savings Accounts (ISAs)	預入金額に関わらず課税免除が認められている預金。

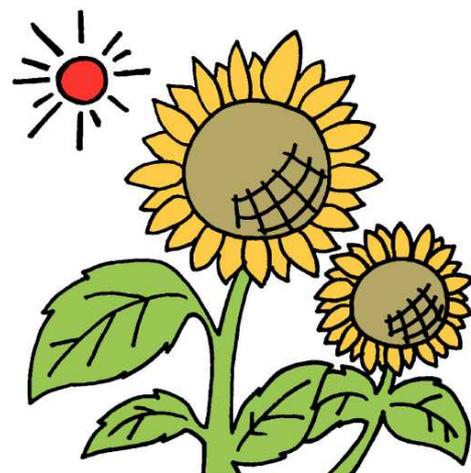
（出所）各クレジットユニオンのHPより作成。

クレジットユニオンの目標はあくまでも組合員の生活の発展であり、そのための適切な預金計画を立て実行してもらうために、預金の目的を明確にした商品が工夫・提供されている（この点がかつての日本の郵便貯金と類似している）（図表3）。また、預金を習慣化し継続してもらうためにクレジットユニオンのスタッフは金融教育にも根気強く取り組んでいるそうである。

日本ではこれから高齢化が進行し、老人の数が確実に増大する。つまり、顧客（特に預金者）の生活に寄り添った金融サービスをいかに適切に提供できるかが、これからの個人金融の分野で求められている点であると思われる。預金を着実に継続できる預金商品の開発と、それを親身になってサポートするスタッフの存在という2点が、これからの個人向け金融機関に改めて問われている部分なのである。

しかしながら、「個人顧客の生活に寄り添い、親身になってサポートする」こうした手間のかかることは費用対効果の問題から銀行にはできないことであろう。そう考えたときにやはり期待できるのは、相互扶助を目的としている協同組織なのではないだろうか。もちろん協同組織金融機関であっても中小企業向け金融に重点を置いている現代の形態のままでは、イギリスのクレジットユニオンと同じように手間のかかる業務を（中小企業向けサービスと）同時に行うことは無理であろう。しかしながら、日本が世界に先駆けて高齢化が進行している国であることを考えると、（高齢者をはじめとする）金融弱者予備軍のために今から思い切った制度設計を行うべきである。

先進性は高いが絶対的な企業数が少ない成長分野にばかり注目するのではなく、並行して多くの人々が属する不利・不公平な分野の改善にも取り組んでいくべきである。冒頭で触れた成長戦略のキーワードでもある「全員参加」を真の意味で達成するために、こうした姿勢は近い将来不可欠な要素になるであろう。



信用金庫破綻の教訓

大阪信用金庫執行役員・融資第一部部長 石川 清英

バブル崩壊以降、金融機関破綻が続出する中で、信用金庫も 27 金庫が破綻している。一方で、同一業態でありながら、同一地域において営業を行う信用金庫は現在も健全な経営を行いつつ存在する。このように、健全な経営を行う金庫と破綻する金庫との差異はどのような点にあるのかを分析し、信用金庫業界の破綻原因を究明する。さらに、これに基づき、業界に破綻を回避し健全経営を行うための現実的対応策を提示し、信用金庫業界の経営健全化と金融政策の効率化に資することが本研究の目的である。分析手法としては、計量分析とケーススタディを組み合わせている。

1 計量分析

マハラノビス距離を用いた 1 変量比較分析では、信用金庫の全ての勘定科目比率を比較し、そのうち破綻・健全間で差異が大きい、すなわちマハラノビス距離が大きい 24 比率については、破綻以前 10 年から破綻直前年度までの時系列推移を分析した。破綻直前年度は「貸倒引当金」「債務保証」「会員勘定」等のマハラノビス距離が大きく、破綻 4～5 年度前でも両者間に相当の相違があることを示している。また、「債務保証」「預金積金」は破綻 10 年前でもなお、マハラノビス距離は大きい。一方、「人件費」・「物件費」など効率性を表す科目や金庫の規模を表す「店舗数」「常勤役員数」「会員数」のマハラノビス距離は小さく、これらの科目は両者間に特に差異はなかった。

判別関数を用いた多変量分析では、1 変量比較分析で、差が大きいと判断された比率に対し、判別関数を適用し、これらの比率を少数の比率に要約した。これにより、信用金庫の重要な財務上の問題点を要約でき、不良・健全信用金庫の相違が浮き彫りにされることが分かった。

なお、これら変数は、「長年に亘る経営悪化に連れて数値が変化した比率」と「経営の改善を図り破綻を回避しようとする対応行動により数値が変化した比率」と 2 分類して解釈することができた。

そして、前述した 1 変量の分析結果と多変量解析モデルから、信用金庫破綻の典型的なプロセスを導出した。その概要は以下である。

- (A)破綻に至った信用金庫は自己資本が脆弱である（経営体質）。そこで、自己資本の充実を企図し、積極的な営業政策により業績の進展を図るため、体力以上の融資拡大を行う（経営行動）。
- (B)これは審査基準の引き下げを伴うものであるため、融資金はリスク度が高く不況期には不良債権化する（経営行動の結果）。
- (C)不良債権処理の対応行動として含み益の実現化、増資、配当率の引き下げ等を行うが、これらが限界になると債務超過になり破綻に至る（破綻回避に向けての対応行動）。

2 ケーススタディ

ケーススタディは伏見・相互・西陣を対象とした。各信用金庫の破綻要因を、計量分析による分析結果である破綻プロセスに照らして検討を行った結果、各金庫ともほぼ同様のパターンを確認することができた。すなわち、いずれの信用金庫もガバナンスの不全に伴う経営規律の欠如、信用リスク管理体制の不備、破綻回避に向けての対応行動における粉飾決算を伴う財務政策上の問題、等が確認された。

次に述べるように、破綻信用金庫の経営体質、経営行動、破綻回避に向けての対応行動は、各信用金庫の財務諸表面における会計上の結果として如実に表れている。

3金庫は、いずれも自己資本比率が脆弱であり、営業基盤も脆弱であった。各金庫とも収益の増強を企図して、量的拡大戦略を採ったが、これらはいずれも融資金の増強を中心とするものであった。しかしながら、これらは審査基準の引き下げがその背景に存在し、リスク管理意識が欠如した野放図な融資金拡大戦略が採られた。融資金が増加する一方で、資金調達に融資金増加の速度に追従できず、各金庫とも、信金中央金庫の代理貸付に債務保証を行い資金調達と同様の効果を得た。3金庫ともこの債務保証比率は他金庫に比して大きな値を示している。

これらは、もとより審査基準が甘く不動産担保価値に裏付けられた融資金であり、バブルの崩壊とともにその返済財源を喪失することとなった。そして、これらの融資金は不良債権化することとなり、破綻に至るまで、償却・引当とその原資の捻出に終始することになるのである。

なお、西陣信用金庫は自己査定制度導入以前に救済合併されておりこのような償却・引当は行っていない。不良債権が表面化しないまま救済合併に至っている。一方、京都みやこ信用金庫と相互信用金庫は、破綻に至るまで、資本の増強、含み益の実現化などの施策を講じ、破綻回避に向けての対応行動をとることになる。この対応行動は、例えば、「出資配当率」の引き下げ、「国債等有価証券」の売却、固定資産の売却、「出資金」の増強などであったが、これらは両金庫に共通したものである。

最終的には、以上のような対応策も限界に達し、延命を図るため不良債権の糊塗による粉飾決算を行うこととなるが、当局検査にこれを指摘され破綻に至っている。計量分析で導出したプロセスはケーススタディにおける証拠によって確認されたといえよう。

本研究では、3信用金庫のケーススタディを行ったが、計量分析結果はこのような点が財務諸表上に現れることを客観的に明示しており、他の破綻信用金庫や被救済合併金庫も、概ね同様の状態であったことが推察される。

3 経営問題と対応策

バブル期以降の破綻信用金庫の典型的な体質、および破綻要因となった経営政策上の問題、さらには破綻回避に向けての対応行動における、破綻信用金庫の具体的行動の詳細も明らかになった。

経営体質においては、ガバナンスの不全がもたらす経営規律の欠如と、さらにこれらを要因とする取引先との癒着が発生した。そして、この癒着が融資を大口化し、最終的にはこれらが不良債権化したことが破綻の主要因となった。ここでは、天下りトップの経営に与える影響も問題である。また、信用金庫は協同組織金融機関であるが、発足以来継続してきた協同組織と相互扶助精神に基づくビジネスモデルは、バブルの崩壊とともに崩れつつあることも体質上の問題点としてあげられる。

また、この経営規律の欠如は過度な拡大政策を実施し、これがリスク管理意識を欠くものとなり、特定業種、特定企業への融資集中に向かわせた。これら量的拡大策は営業店に厳しい融資のノルマを課したため、営業店のモラルを欠如させ、リスク管理意識を失わせるものとなった。最終的には、このように行われた融資のほとんどは不良債権化し引当・償却を余儀なくさせた。

その後、経営悪化が表面化した時点における対応行動として、事業再生を行い企業の債務者区分を良好させ、引当・償却の減少を図るが、これらは追い貸しと利貸しを伴うものとなり、結局は債務者の延命を図ると同時に粉飾決算を行うこととなった。なお、このような行動は、いわゆる不正行為を伴うものであったが、その心理は不正が発生する要素、すなわち「機会」「動機」「正当化」の3つで説明できる。

以上のような問題点に対して提示した対応策は以下のようなものである。まず、経営体質における、ガバナンスの不全がもたらす経営規律の欠如については、経営体質の強化を図るための具体策として、牽制機能を十分発揮する必要がある。そのためには、

監事権限の強化、内部監査部門の強化、内部統制機能の充実、監査法人の積極的な関与、信金中央金庫の関与が必須である。これらが実現すれば経営規律の維持が可能となろう。

前述のように、経営規律の欠如は過度な拡大政策を実施し、これがリスク管理意識を欠くものとなり、特定業種、特定企業への融資集中に向かわせた。このような経営行動上の問題については、リスク管理体制の再構築の検討が必要である。健全金庫の融資政策は概して消極的であり、破綻信用金庫においては積極的な融資政策が結果として問題となっている。したがって、推進部門に影響を受けない審査部門の独立性の確保は、金融機関の組織において最も重要なものである。

営業店に対する業績評価の問題とこれに伴うモラルの低下は、信用金庫の業績を大きく悪化させた。これらは全て、営業店の実情を無視した融資金の増加政策に起因したものであった。このように考えると、営業店に対する融資金の目標設定は十分に吟味して行うことが重要である。

「金融機関の審査能力は金融資産の生産（変換）者たる金融機関の資本に充当し、その利潤の源泉にもなる」（日向野(1986) p.12）といわれる重要なものである。融資人材の育成は喫緊の課題であるが、現時点で少ない人材の効率的な配置を行うには、やはり本部審査部門にこれらの人材の集中配置を行わざるを得ない。融資人材と融資権限の徹底した本部集中により、信用リスクの適切性の確保が可能となろう。

預貸率の低下と預証率の上昇の問題は、一方で、信用金庫が信用リスクのみでなく市場リスクに晒される危険が大きくなることを意味している。信用金庫の市場環境が変化している昨今においては、この余資運用におけるリスク回避が重要なものとなるが、信用金庫が健全経営を行うには、ローリスク・ローリターン保守的な運用を行うことに尽きる。

協同組織性や相互扶助精神において、信用金庫に求められるのは、審査基準の引き下げではなく、審査時点でコスト負担を惜しまず顧客の申し出内容について時間をかけて聴取することであろう。融資審査やモニタリング等においては借り手に関するソフト情報生産機能を保有することが大切で、これこそが信用金庫のレーゾンデートルといえる。

事業再生部門において、不良先に対するサンク・コストの回収というインセンティブが、当該融資の当事者に対して強く働くことを考えると、事業再生は非常に不確実性の高いものとなろう。ともすれば、この部門が事業再生の名目で追い貸しや利貸しを行い、融資回収のタイミングを失うことになる可能性がある。ここでは、審査部門の牽制機能を十分働かせる必要がある。

不良債権蓄積時においては、特に粉飾決算を伴う場合は、既に債務超過状態になっていると考えられるため破綻回避は難しい。したがって、このような時点に至るまでの自己査定厳格性と一貫性の確保が最も重要である。また、政府の政策により、資産査定基準が変化するが、これはあくまで会計上の変更であり、信用金庫は常に基軸のぶれない査定を行い、資産査定基準の一貫性と継続性を維持することが重要である。

ところで、新BIS基準に基づく金融検査マニュアルは高度なリスク管理手法を記述しているが、これらは決して万全ではない。統計的手法に基づくこれらのリスク管理手法は、科学的であり、客観的な説明力を有することから外部的分析や検証が行いやすい。しかしながら、貸出金に伴う信用リスクは個別取引先毎のリスクを相対で把握することが可能である。したがって、この信用リスクの把握をモデルによる計量のみで行うのは、むしろ金融機関が持つ情報を放棄することになる。同時に金融機関が長年培ってきた伝統的な審査手法をも放棄することになるのである。すなわち、個別案件主義を重視する伝統的な審査手法への回帰が必要である。モデル（模型）は実物を越えることはできないはずである。

なお、金庫全体のリスク量の時系列分析や、営業店の業績評価には、科学的な経営管理手法の導入は有効である。具体的な手法としては、例えばバランスト・スコア・カードや活動基準原価計算の導入も規模の大きい信用金庫にとっては有効であるが、まずはこのような手法について理解できる経営陣の啓蒙が大切である。



協同金融機関の「対面営業」と将来

中島 孝治

昭和 60 年、信用金庫に入庫し協同金融の原点である、「地域密着」「地域貢献」を念頭に掲げ 27 年間勤務することができました。現在は支店長として、一人でも多くのお客様と会うことを目標に、毎日の外訪活動を続けています。

そこで、今まさに現実に私が感じるがあります。本来協同組織金融機関は、地域になくってはならない存在であり、地域事業者や地域住民と顔を合わせ、まさしく「フェイス・トゥ・フェイス」の営業活動による信頼関係の構築が重要であると確信しています。しかしながら、近年においては中心市街地の空洞化や少子高齢化、人口の減少、地元事業所の廃業による減少等により、協同金融機関としての営業市場、いわゆる対面可能な市場がますます減少傾向にあることです。もちろん、どこの協同金融機関の管理職でも、顧客との面談率を上げるため、渉外担当者の訪問軒数増加を掲げていることと思いますが、時代の流れの中、核家族化の進行や若年世帯の共働きの増加による面談率の低下、取引顧客の相続発生による取引流出等、実務においても課題となっているのが現実です。

協同金融機関として地域貢献すべく最も重要な領域は、地元商店街と中小企業者であることは今でも変わりません。私が 20 年前に役職者として全国信用金庫研修所で受講した講義の中では、PC の普及とインターネットの利用による仮想商店街の時代が到来する内容の講義がありましたが、携帯電話など誰もがまだ持っていない時代でもあり、現実味のある話ではないものと聴いていました。しかし、今まさに仮想商店街の売上は右肩上がりになっているのが現実です。現実の商店街と言え、シャッター、又はナショナル企業系列のファーストフード店となり、協同金融機関の入り込めない領域と化してきています。また、中小企業においては、海外進出を視野に入れた経営者も多くなり、当金庫としても海外進出セミナーの開催など支援体制は確立しているものの、先般ある経営者より「信用金庫は地域経済の発展に貢献することが目的であり、地元企業の海外進出により、ますます地域雇用が減少するのではないか？」との指摘をいただき、私としても疑問を覚えたことです。

将来の協同組織金融機関が地域に存在価値を見出して行くためには、顧客と対面し信頼関係を構築していくことの難しい時代の中、どのような情報発信をしていくかが今後の課題となっていくものと考えます。あるいは、地域経済環境や、家族環境の変化を受け止め、「フェイス・トゥ・フェイス」に依存し過ぎた体制を見直して行くべき時が今こそ来ているかも知れません。

協同組織金融機関として、将来の変化に直面し、決して地域社会への貢献という原点を忘れずに変化に対応していくことが、協同組織金融機関の役職員の使命であることは、変わらない事実だと考えています。

■文献紹介■

濱田武士著 『漁業と震災』

2013年3月11日、みすず書房刊
四六判 320頁、3150円（税込）

東日本大震災の発生からすでに2年半が経過している。瓦礫の撤去はかなりすすんできたようだが、復旧・復興の歩みは遅い。被災地の方々のご苦勞はいかばかりであろうか。

自公政権になって復興予算は上積みされたが、どうもその使われ方には疑問を呈せざるをえない事態が依然として多いのが実情のような感じである。

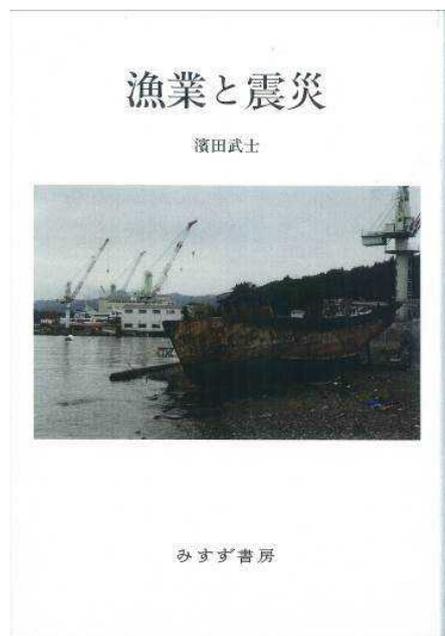
東日本大震災はとくに東北の漁業に大きな打撃を与えたことは周知のところである。復興に向けて、村井宮城県知事はいち早く「水産特区」構想を打ち出し、従来の漁協による特権的な漁業権を民間資本に大幅に開放する政策を明らかにし、そのために遮二無二突き進んでいるようである。日経新聞紙上での地元アイリスオーヤマ社長との対談では（2013.8.11）、コンクリートを中心にした復興事業を「インフラ整備」と称して、中央からの大手資本の参入等を推進することを表明している。それに対してアイリスオーヤマ社長からは、基本的には賛成としながらも地元企業の意向を踏まえた取り組みが要望されるなど、若干の温度差を滲ませていた。

本書の基本的な立ち位置は徹底して漁民、そして漁民が構成員の漁協、さらにそれに連なる地元の関連企業の立場である。そして、漁業の問題を「漁業をめぐる『認識の危機』」と捉えて、一般に流布されている様々な誤解をも丁寧に解きほぐし、漁業の復興、被災地の復興に向けた諸課題を解明し、これからの漁業の展望を語っている。

本書はやや専門的であり、価格も安くはないが、漁業の問題を整理するうえでも、漁業の復興のための課題を探るうえでも最適の素材を提供しており、広く読まれることを期待したい。

【本書の構成】

はじめに 天災と人災／第一章 太平洋北海区の水産業と被災地／第二章 被災と被害／第三章 漁港と漁村／第四章 復興方針と関連予算／第五章 食糧基地構想と水産復興特区／第六章 水産業の再開状況／第七章 揺らぐ漁業協同組合／第八章 メディア災害の構造／第九章 放射能の海洋汚染と常磐の漁業／第十章 地域漁業のゆくえ／終章 日本の自然のなかの漁業／あとがき



(S) ■

■文献紹介■

庄司興吉・名和又介編

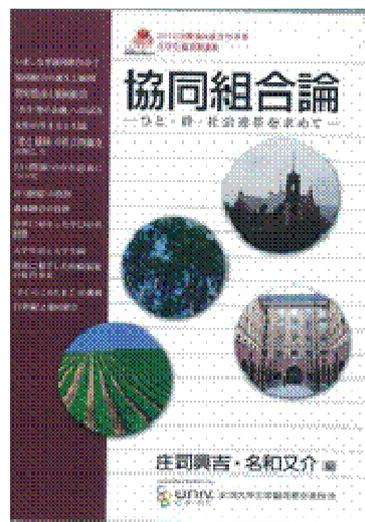
『協同組合論～ひと・絆・社会連帯を求めて～』

2013年4月20日、発売元・連合出版
発行・全国大学生協同組合連合会
A5判 265頁、1000円（税別）

本書は、「2012 国際協同組合年事業・大学生協寄附講座」の一環として、同志社大学の名和又介教授と麻生潤准教授を中心に企画・運営された京都府内の学生を対象とした寄附講座の記録である。

総括的な講義である最終の15講を含めた全15本の講義である。内容的には、協同組合とは何かを基礎から具体的な各種協同組合の歴史と現状を網羅したものであり、協同組合の基本的なことを学ぶものにとってはこの1冊でほぼ完結させることができそうである。ただ、以下に紹介するように、具体的な各種協同組合は近畿地域の協同組合が中心であり、その点は留意が必要なところもある。ただ、それぞれが実践的な取り組みをベースにした報告なので、抽象的な協同組合論からは得られない内容が豊富に提供されている。

協同組合とは何か、を学ぼうとするひとには便利な一冊である。



【本書の構成】

まえがき

- 1 講 いま、なぜ協同組合か？（濱田康行・全国大学生協共済連合会会長、札幌国際大学学長）
- 2 講 協同組合の誕生と展開（杉本貴志・関西大学商学部教授）
- 3 講 賀川豊彦と協同組合（賀川督明・香川記念館館長）
- 4 講 協同金融の社会的な役割と課題を探る（法橋 聡・近畿ろうきん地域共生推進部部长）
- 5 講 女性の生き方と生協（小林智子・京都府生協連合会顧問・前会長理事）
- 6 講 コープこうべの歩み（野尻武敏／コープこうべ協同学苑苑長）
- 7 講 JA（農協）の存在意義について（牧 克昌・京都府農協中央会専務理事）
- 8 講 漁業とはどんな産業か（倉 幹夫・京都府漁協連合会総務部次長）
- 9 講 森林組合／森林と人との共生（青合幹夫・京都府森林組合連合会専務理事）
- 10 講 中世に始まった学びの共同体（川添信介・京都大学大学院教授）
- 11 講 大学生活と大学生協（佐藤美香・全国大学生協連合会学生委員長）
- 12 講 地域に根ざした医療福祉の総合事業（神山 充・南医療生協総務部人事育成課次長）
- 13 講 京都における「さくらこめたまご」の挑戦（高橋茂雄・元カゲケイリン・フードシステム事業部）
- 14 講 21世紀と協同組合（庄司興吉・全国大学生協連合会会長理事、東京大学名誉教授）
- 15 講 寄附講座「協同組合論」を締めくくる

（麻生 潤・同志社大学商学部准教授／名和又介・同志社大学言文センター教授）

あとがき

（S） ■

◆定例研究会のご案内◆

第 112 回定例研究会開催のお知らせ

猛暑の日が続きますが、皆様におかれましてはご清祥のことと拝察いたします。

参議院選挙の結果は与党が大勝し、いわゆる「ねじれ国会」が解消しましたが、経済、社会の先行きは依然として読みがたい状況が続いています。景気が好転したといっても中小零細企業や庶民の生活にはその兆しは未だ見出しがたいのが現状かと思えます。

そうした状況の中で、TPP交渉は急ピッチですすんでいるようです。しかし、その内容は十分に伝えられているとはいえないのも実情です。TPPについては農業分野の問題のみが大きくクローズアップされていますが、その影響は国民生活、経済の多方面にわたるともいわれています。

そこで、今回の定例研究会では、TPPが地域社会・経済にどのような影響をもたらすのかを京都大学経済学部の岡田知弘教授からご講演いただき、参加者の皆様と議論を深めたいと考えて企画させていただきました。

お忙しい時期とは存じますが、皆様の積極的なご参加をお願いし、ご案内申し上げます。

記

1. 開催日：2013年9月13日（金）午後6時30分～8時30分
2. テーマ：**TPPが日本の地域社会・経済に与える影響を考える**
3. 報告者：**岡田 知弘 氏**（京都大学経済学部教授）
4. 会 場：**プラザエフ（主婦会館）5階「会議室」**
（JR、地下鉄丸ノ内線・南北線「四ッ谷駅」麴町口下車徒歩約1分）
5. 参加費：1人1,000円
6. 申 込：ご氏名・ご所属を記入してFAXまたはe-mailで、**9月6日（金）まで**に、事務局にお申し込みください。
協同金融研究会 事務局（担当：笹野、小島）
【FAX】03-3262-2260 【e-mail】sasanotn@nifty.com

★2013年度の会費の納入を！★

協同金融研究会は皆様の会費で維持されています。まだ会費をお振り込みいただいていない方は、2013年度の会費のお振り込みをお願いします。

個人会費は3000円、賛助会費は1口1万円です。お振込みは下記をお願いします。

<ゆうちょ銀行口座> 〇一九店（当座）0012199

*「振込用紙」をご利用の場合の口座番号は<00170-4-12199>です。

<労金口座> 中央労働金庫・本店営業部（普通）9889872

*口座名義はいずれも「協同金融研究会（キョウトウケンギョウケンキョウカイ）」です。